

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	沖縄バス(株)	6年度
------	---------	-----

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,229,789 千円	営業外収益	26,337 千円	経常収益(イ)	1,256,126 千円
営業費用	1,889,499 千円	営業外費用	26,965 千円	経常費用(ロ)	1,916,464 千円	
営業損益	△ 659,710 千円	営業外損益	△ 628 千円	経常損益	△ 660,338 千円	
補助対象期間の基準年度の実車走行キロ(ハ)	7,462,479.4 km			経常収支率	65.54 %	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,149,980 千円	営業外収益	18,732 千円	経常収益(イ')	1,168,712 千円
営業費用	1,801,289 千円	営業外費用	25,824 千円	経常費用(ロ')	1,827,113 千円	
営業損益	△ 651,309 千円	営業外損益	△ 7,092 千円	経常損益	△ 658,401 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	7,870,956.6 km			経常収支率	63.96 %	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,299,444 千円	営業外収益	14,967 千円	経常収益(イ'')	1,314,411 千円
営業費用	1,717,294 千円	営業外費用	22,584 千円	経常費用(ロ'')	1,739,878 千円	
営業損益	△ 417,850 千円	営業外損益	△ 7,617 千円	経常損益	△ 425,467 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	8,006,565.0 km			経常収支率	75.55 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\square \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\square' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\square \div \text{ハ} = \text{c}$
沖縄	217. 円 30 銭	232. 円 13 銭	256. 円 81 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常収益イ÷ハ=ト
沖縄	235. 円 41 銭	247. 円 27 銭	235. 円 41 銭	168. 円 32 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率		
			運行系統名	起点	主な経由地				終点	往			復	往	復	往				復	往
沖縄	1		名護東線	那覇BT	辺野古	名護BT	366 日	7,320.0 (20.0)	5.2	104.0 人	往77.8 km (平均) 復77.8 km	77.8 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	往41.7 km (平均) 復41.7 km	41.7 km	53.599%	46.401%
	2		与勝線	那覇BT	渡口	屋敷名BT	366 日	5,796.0 (15.8)	4.9	77.4 人	往38.0 km 復38.0 km	38.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往25.9 km 復25.9 km	25.9 km	68.158%	31.842%
	3																				
合計		系統									往115.8 km 復115.8 km	115.8 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往67.6 km 復67.6 km	67.6 km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益ヤ''	実車走行キロマ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ''=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f					
沖縄	1		100.00%	1,143,798.8	269,261,675円	161. 円 98 銭	201,611,396円	1,236,983.9	162. 円98銭	178,961,304円	1,125,562.0	158. 円99銭	184,303,794円	1,123,942.8	163. 円97銭	185,272,529 円	83,989,146 円	121,167,753 円	83,989,146 円
	2		100.00%	445,477.8	104,869,928円	179. 円 06 銭	103,071,837円	568,401.2	181. 円33銭	84,150,392円	495,235.0	169. 円92銭	86,038,986円	462,699.4	185. 円95銭	79,767,254 円	25,102,674 円	47,191,467 円	25,102,674 円
	3																		
合計			1589276.6km	374,131,603円		304,683,233円	1805385.1km		263,111,696円	1620797.0km		270,342,780円	1586642.2km		265,039,783 円	109,091,820 円	168,359,220 円	109,091,820 円	

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から 国庫補助額 を控除した 額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		38,971,803 円	83,989,146 円		38,971 千円	19,485.5 千円	83,989,146円	64,503,646円	19,485,500円	30.2%		0.0%	0円	0.0%	45,018,146円	69.8%	
	2		7,993,193 円	25,102,674 円	7,588,474 円	7,588 千円	3,794.0 千円	25,102,674円	21,308,674円	3,794,000円	17.8%		0.0%	0円	0.0%	17,514,674円	82.2%	
	3																	
合計			46,964,996 円	109,091,820 円	7,588,474 円	46,559 千円	23,279.0 千円	109,091,820円	85,812,320円	23,279,500円	%	0円	%	0円	%	62,532,820円	%	

- (1) 記載要領
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
 - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)－補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	沖縄バス(株)
------	---------

7年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,229,789 千円	営業外収益	26,337 千円	経常収益(イ)	1,256,126 千円
営業費用	1,889,499 千円	営業外費用	26,965 千円	経常費用(ロ)	1,916,464 千円	
営業損益	△ 659,710 千円	営業外損益	△ 628 千円	経常損益	△ 660,338 千円	
補助対象期間の基準年度の実車走行キロ(ハ)	7,462,479.4 km			経常収支率	65.54 %	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,149,980 千円	営業外収益	18,732 千円	経常収益(イ')	1,168,712 千円
営業費用	1,801,289 千円	営業外費用	25,824 千円	経常費用(ロ')	1,827,113 千円	
営業損益	△ 651,309 千円	営業外損益	△ 7,092 千円	経常損益	△ 658,401 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	7,870,956.6 km			経常収支率	63.96 %	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,299,444 千円	営業外収益	14,967 千円	経常収益(イ'')	1,314,411 千円
営業費用	1,717,294 千円	営業外費用	22,584 千円	経常費用(ロ'')	1,739,878 千円	
営業損益	△ 417,850 千円	営業外損益	△ 7,617 千円	経常損益	△ 425,467 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	8,006,565.0 km			経常収支率	75.55 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
沖縄	217. 円 30 銭	232. 円 13 銭	256. 円 81 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常収益イ÷ハ=ト
沖縄	235. 円 41 銭	247. 円 27 銭	235. 円 41 銭	168. 円 32 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程 チ		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク		補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	
			運行系統名	起点	主な経由地				終点	往	復	往	復	往	復	往	復	往	復	往			復
沖縄	1		名護東線	那覇BT	辺野古	名護BT	365 日	7300.0回 (20.0)	5.2	104.0 人	往77.8 km 復77.8 km	(平均) 77.8 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往41.7 km 復41.7 km	(平均) 41.7 km	53.599%	46.401%
	2		与勝線	那覇BT	渡口	慶名BT	365 日	5,773.0 (15.8)	4.9	77.4 人	往38.0 km 復38.0 km	38.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往25.9 km 復25.9 km	25.9 km	68.158%	31.842%
	3																						
合計		系統									往115.8 km 復115.8 km	115.8 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往67.6 km 復67.6 km	67.6 km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益ヤ''	実車走行キロマ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ''=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f					
沖縄	1		100.00%	1,140,672.0	268,525,595円	161. 円 98 銭	201,611,396円	1,236,983.9	162.円98銭	178,961,304円	1,125,562.0	158.円99銭	184,303,794円	1,123,942.8	163.円97銭	184,766,050 円	83,759,545 円	120,836,517 円	83,759,545 円
	2		100.00%	443,729.6	104,458,385円	179. 円 06 銭	103,071,837円	568,401.2	181.円33銭	84,150,392円	495,235.0	169.円92銭	86,038,986円	462,699.4	185.円95銭	79,454,222 円	25,004,163 円	47,006,273 円	25,004,163 円
	3																		
合計				1584401.6km	372,983,980円		304,683,233円	1805385.1km		263,111,696円	1620797.0km		270,342,780円	1586642.2km		264,220,272 円	108,763,708 円	167,842,790 円	108,763,708 円

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から 国庫補助額 を控除した 額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		38,865,266 円	83,759,545 円		38,865 千円	19,432.5 千円	83,759,545円	64,327,045円	19,432,500円	30.2%		0.0%	0円	0.0%	44,894,545円	69.8%	
	2		7,961,825 円	25,004,163 円	7,558,694 円	7,558 千円	3,779.0 千円	25,004,163円	21,225,163円	3,779,000円	17.8%		0.0%	0円	0.0%	17,446,163円	82.2%	
	3																	
合計			46,827,091 円	108,763,708 円	7,558,694 円	46,423 千円	23,211.0 千円	108,763,708円	85,552,208円	23,211,500円	%	0円	%	0円	%	62,340,708円	%	

- (1) 記載要領
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
 - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)－補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	沖縄バス(株)
------	---------

8年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,229,789 千円	営業外収益	26,337 千円	経常収益(イ)	1,256,126 千円
営業費用	1,889,499 千円	営業外費用	26,965 千円	経常費用(ロ)	1,916,464 千円	
営業損益	△ 659,710 千円	営業外損益	△ 628 千円	経常損益	△ 660,338 千円	
補助対象期間の基準年度の実車走行キロ(ハ)	7,462,479.4 km			経常収支率	65.54 %	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,149,980 千円	営業外収益	18,732 千円	経常収益(イ')	1,168,712 千円
営業費用	1,801,289 千円	営業外費用	25,824 千円	経常費用(ロ')	1,827,113 千円	
営業損益	△ 651,309 千円	営業外損益	△ 7,092 千円	経常損益	△ 658,401 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	7,870,956.6 km			経常収支率	63.96 %	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,299,444 千円	営業外収益	14,967 千円	経常収益(イ'')	1,314,411 千円
営業費用	1,717,294 千円	営業外費用	22,584 千円	経常費用(ロ'')	1,739,878 千円	
営業損益	△ 417,850 千円	営業外損益	△ 7,617 千円	経常損益	△ 425,467 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	8,006,565.0 km			経常収支率	75.55 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
沖縄	217. 円 30 銭	232. 円 13 銭	256. 円 81 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常収益イ \div ハ=ト
沖縄	235. 円 41 銭	247. 円 27 銭	235. 円 41 銭	168. 円 32 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率 ル \div チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル)) \div チ=ヲ		
			運行系統名	起点	主な経由地				終点	往			復	往	復	往				復	往
沖縄	1		名護東線	那覇BT	辺野古	名護BT	365 日	7300.0回 (20.0)	5.2	104.0 人	往77.8 km 復77.8 km	(平均) 77.8 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往41.7 km 復41.7 km	(平均) 41.7 km	53.599%	46.401%
	2		与勝線	那覇BT	渡口	鹿野名BT	365 日	5767.0回 (15.8)	4.9	77.4 人	往38.0 km 復38.0 km	38.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往25.9 km 復25.9 km	25.9 km	68.158%	31.842%
	3																				
合計		系統									往115.8 km 復115.8 km	115.8 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往67.6 km 復67.6 km	67.6 km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル)) \div チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ \times ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ \times ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ \times 9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益ヤ''	実車走行キロマ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'' \div マ''=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ' \div マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ \div マ=f					
沖縄	1		100.00%	1,140,679.5	268,527,361円	161. 円 98 銭	201,611,396円	1,236,983.9	162. 円98銭	178,961,304円	1,125,562.0	158. 円99銭	184,303,794円	1,123,942.8	163. 円97銭	184,767,265 円	83,760,096 円	120,837,312 円	83,760,096 円
	2		100.00%	443,285.2	104,353,768円	179. 円 06 銭	103,071,837円	568,401.2	181. 円33銭	84,150,392円	495,235.0	169. 円92銭	86,038,986円	462,699.4	185. 円95銭	79,374,647 円	24,979,121 円	46,959,195 円	24,979,121 円
	3																		
合計				1583964.7km	372,881,129円		304,683,233円	1805385.1km		263,111,696円	1620797.0km		270,342,780円	1586642.2km		264,141,912 円	108,739,217 円	167,796,507 円	108,739,217 円

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から 国庫補助額 を控除した 額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		38,865,522 円	83,760,096 円		38,865 千円	19,432.5 千円	83,760,096円	64,327,596円	19,432,500円	30.2%		0.0%	0円	0.0%	44,895,096円	69.8%	
	2		7,953,851 円	24,979,121 円	7,551,124 円	7,551 千円	3,775.5 千円	24,979,121円	21,203,621円	3,775,500円	17.8%		0.0%	0円	0.0%	17,428,121円	82.2%	
	3																	
合計			46,819,373 円	108,739,217 円	7,551,124 円	46,416 千円	23,208.0 千円	108,739,217円	85,531,217円	23,208,000円	%	0円	%	0円	%	62,323,217円	%	

- (1) 記載要領
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
 - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)－補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社 琉球バス交通
------	-------------

6年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,206,089 千円	営業外収益	46,391 千円	経常収益(イ)	2,252,480 千円
営業費用	2,682,455 千円	営業外費用	20,501 千円	経常費用(ロ)	2,702,956 千円	
営業損益	△ 476,366 千円	営業外損益	25,890 千円	経常損益	△ 450,476 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	11,232,588.1 km			経常収支率	83.33 %	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,983,747 千円	営業外収益	50,760 千円	経常収益(イ')	2,034,507 千円
営業費用	2,579,157 千円	営業外費用	15,463 千円	経常費用(ロ')	2,594,620 千円	
営業損益	△ 595,410 千円	営業外損益	35,297 千円	経常損益	△ 560,113 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	11,232,259.0 km			経常収支率	78.41 %	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,242,658 千円	営業外収益	56,323 千円	経常収益(イ'')	2,298,981 千円
営業費用	2,496,275 千円	営業外費用	11,626 千円	経常費用(ロ'')	2,507,901 千円	
営業損益	△ 253,617 千円	営業外損益	44,697 千円	経常損益	△ 208,920 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	10,983,968.4 km			経常収支率	91.67 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\square \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\square' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\square \div \text{ハ} = \text{c}$
沖縄	228. 円 32 銭	230. 円 99 銭	240. 円 63 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニ と ホ のいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
沖縄	233. 円 31 銭	247. 円 27 銭	233. 円 31 銭	200. 円 53 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	
			運行系統名	起点	主な経由地				終点	往			復	往	復	往				復
沖縄	1		玉泉洞	糸満	具志頭	玉泉洞	366 日	4270.0回 (11.6)	1.4	16.2 人	往19.0 km 復19.0 km	(平均) 19.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	100.000%
	2		豊見城市内一周線	豊崎	渡橋名	豊崎	366 日	4880.0回 (13.3)	5.4	71.8 人	往28.2 km 復28.2 km	28.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	100.000%
	3		百名(船越経由)	那覇	船越	百名	366 日	3904.0回 (10.6)	4.1	43.4 人	往17.9 km 復17.9 km	17.9 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往10.5 km 復10.5 km	10.5 km	58.659%	41.340%
	4		中部線	談谷	コザ	砂辺	366 日	9394.0回 (25.6)	3.8	97.2 人	往30.5 km 復30.5 km	30.5 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往19.0 km 復19.0 km	19.0 km	62.295%	37.704%
合計	系統										往95.6 km 復95.6 km	95.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往29.5 km 復29.5 km	29.5 km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ				
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間			
						経常収益ヤ''	実車走行キロマ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ''=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e					経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f	
沖縄	1		100.00%	164,138.8km	38,295,223円	90. 円 88 銭	16,628,312円	163143.7km	101.円92銭	14,319,924円	163766.5km	87.円44銭	13,634,739円	163673.4km	83.円30銭	14,916,934 円	23,378,289 円	17,232,850 円	17,232,850 円
	2		100.00%	135,493.2km	31,611,918円	78. 円 28 銭	10,049,184円	134230.8km	74.円86銭	10,310,480円	135484.5km	76.円10銭	11,346,435円	135250.7km	83.円89銭	10,606,407 円	21,005,511 円	14,225,363 円	14,225,363 円
	3		100.00%	139,763.2km	32,608,152円	204. 円 52 銭	30,634,698円	138853.8km	220.円62銭	26,000,137円	139530.5km	186.円34銭	28,805,733円	139426.7km	206.円60銭	28,584,369 円	4,023,783 円	14,673,668 円	4,023,783 円
	4		100.00%	572,058.0km	133,466,851円	156. 円 64 銭	91,613,301円	570101.2km	160.円69銭	84,866,562円	570234.6km	148.円82銭	91,489,247円	570290.9km	160.円42銭	89,607,165 円	43,859,686 円	60,060,082 円	43,859,686 円
合計				1011453.2km	235,982,144円		148,925,495円	1006329.5km		135,497,103円	1009016.1km		145,276,154円	1008641.7km		143,714,875 円	92,267,269 円	106,191,963 円	79,341,682 円

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から 国庫補助額 を控除した 額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		17,232,850 円	17,232,850 円	4,456,771 円	4,456 千円	2,228.0 千円	23,378,289 円	21,150,289 円	2,228,000 円	10.5%	18,922,289 円	89.5%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	
	2		14,225,363 円	14,225,363 円		14,225 千円	7,112.5 千円	21,005,511 円	13,893,011 円	7,112,500 円	51.2%	6,780,511 円	48.8%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	
	3		1,663,431 円	4,023,783 円	1,255,419 円	1,255 千円	627.5 千円	4,023,783 円	3,396,283 円	627,500 円	18.5%	2,411,610 円	71.0%	0 円	0.0%	357,173 円	10.5%	
	4		16,536,856 円	43,859,686 円	12,273,447 円	12,273 千円	6,136.5 千円	43,859,686 円	37,723,186 円	6,136,500 円	16.3%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	31,586,686 円	83.7%	
合計			49,658,500 円	79,341,682 円	17,985,637 円	32,209 千円	16,104.0 千円	92,267,269 円	76,162,769 円	16,104,500 円	%	28,114,410 円	%	0 円	%	31,943,859 円	%	

- (1) 記載要領
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
 - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社 琉球バス交通
------	-------------

7年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,206,089 千円	営業外収益	46,391 千円	経常収益(イ)	2,252,480 千円
営業費用	2,682,455 千円	営業外費用	20,501 千円	経常費用(ロ)	2,702,956 千円	
営業損益	△ 476,366 千円	営業外損益	25,890 千円	経常損益	△ 450,476 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	11,232,588.1 km			経常収支率	83.33 %	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,983,747 千円	営業外収益	50,760 千円	経常収益(イ')	2,034,507 千円
営業費用	2,579,157 千円	営業外費用	15,463 千円	経常費用(ロ')	2,594,620 千円	
営業損益	△ 595,410 千円	営業外損益	35,297 千円	経常損益	△ 560,113 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	11,232,259.0 km			経常収支率	78.41 %	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,242,658 千円	営業外収益	56,323 千円	経常収益(イ'')	2,298,981 千円
営業費用	2,496,275 千円	営業外費用	11,626 千円	経常費用(ロ'')	2,507,901 千円	
営業損益	△ 253,617 千円	営業外損益	44,697 千円	経常損益	△ 208,920 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	10,983,968.4 km			経常収支率	91.67 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
沖縄	228. 円 32 銭	230. 円 99 銭	240. 円 63 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
沖縄	233. 円 31 銭	247. 円 27 銭	233. 円 31 銭	200. 円 53 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル)) ÷ チ=ヲ	
			運行系統名	起点	主な経由地				終点	往			復	往	復	往				復
沖縄	1		玉泉洞 糸満	具志頭	玉泉洞	4259.0回 (11.6)	1.4	16.2 人	往19.0 km (平均) 復19.0 km	19.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	0.0 km	0.00%	100.000%	
	2		豊見城市内一周線	豊崎 ビーチ	渡橋名 豊崎 ビーチ	4872.0回 (13.3)	5.4	71.8 人	往28.2 km 復28.2 km	28.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	0.0 km	0.00%	100.000%	
	3		百名 (船越経由)	那覇 BT	船越	百名 BT	3895.0回 (10.6)	4.1	43.4 人	往17.9 km 復17.9 km	17.9 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	10.5 km	58.659%	41.340%
	4		中部線	談谷	コザ	砂辺	9368.0回 (25.6)	3.8	97.2 人	往30.5 km 復30.5 km	30.5 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	19.0 km	62.295%	37.704%
合計	系統								往95.6 km 復95.6 km	95.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	29.5 km			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル)) ÷ チ=ヲ	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額				
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間			
						経常収益 ヤ''	実車走行キロ マ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'' ÷ マ'' = d	経常収益 ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ' ÷ マ' = e					経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ ÷ マ = f	
沖縄	1		100.00%	163,720.8km	38,197,699円	90. 円 88 銭	16,628,312円	163143.7km	101.円92銭	14,319,924円	163766.5km	87.円44銭	13,634,739円	163673.4km	83.円30銭	14,878,946 円	23,318,753 円	17,188,964 円	17,188,964 円
	2		100.00%	135,267.6km	31,559,283円	78. 円 28 銭	10,049,184円	134230.8km	74.円86銭	10,310,480円	135484.5km	76.円10銭	11,346,435円	135250.7km	83.円89銭	10,588,747 円	20,970,536 円	14,201,677 円	14,201,677 円
	3		100.00%	139,441.0km	32,532,979円	204. 円 52 銭	30,634,698円	138853.8km	220.円62銭	26,000,137円	139530.5km	186.円34銭	28,805,733円	139426.7km	206.円60銭	28,518,473 円	4,014,506 円	14,639,840 円	4,014,506 円
	4		100.00%	570,473.6km	133,097,195円	156. 円 64 銭	91,613,301円	570101.2km	160.円69銭	84,866,562円	570234.6km	148.円82銭	91,489,247円	570290.9km	160.円42銭	89,358,984 円	43,738,211 円	59,893,737 円	43,738,211 円
合計				1008903.0km	235,387,156円		148,925,495円	1006329.5km		135,497,103円	1009016.1km		145,276,154円	1008641.7km		143,345,150 円	92,042,006 円	105,924,218 円	79,143,358 円

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から 国庫補助額 を控除した 額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		17,188,964 円	17,188,964 円	4,445,421 円	4,445 千円	2,222.5 千円	23,318,753 円	21,096,253 円	2,222,500 円	10.5%	18,873,753 円	89.5%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	
	2		14,201,677 円	14,201,677 円		14,201 千円	7,100.5 千円	20,970,536 円	13,870,036 円	7,100,500 円	51.2%	6,769,536 円	48.8%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	
	3		1,659,596 円	4,014,506 円	1,252,525 円	1,252 千円	626.0 千円	4,014,506 円	3,388,506 円	626,000 円	18.5%	2,406,143 円	71.0%	0 円	0.0%	356,363 円	10.5%	
	4		16,491,055 円	43,738,211 円	12,239,454 円	12,239 千円	6,119.5 千円	43,738,211 円	37,618,711 円	6,119,500 円	16.3%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	31,499,211 円	83.7%	
合計			49,541,292 円	79,143,358 円	17,937,400 円	32,137 千円	16,068.0 千円	92,042,006 円	75,973,506 円	16,068,500 円	%	28,049,432 円	%	0 円	%	31,855,574 円	%	

- (1) 記載要領
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
 - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社 琉球バス交通
------	-------------

8年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,206,089 千円	営業外収益	46,391 千円	経常収益(イ)	2,252,480 千円
営業費用	2,682,455 千円	営業外費用	20,501 千円	経常費用(ロ)	2,702,956 千円	
営業損益	△ 476,366 千円	営業外損益	25,890 千円	経常損益	△ 450,476 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	11,232,588.1 km			経常収支率	83.33 %	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,983,747 千円	営業外収益	50,760 千円	経常収益(イ')	2,034,507 千円
営業費用	2,579,157 千円	営業外費用	15,463 千円	経常費用(ロ')	2,594,620 千円	
営業損益	△ 595,410 千円	営業外損益	35,297 千円	経常損益	△ 560,113 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	11,232,259.0 km			経常収支率	78.41 %	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,242,658 千円	営業外収益	56,323 千円	経常収益(イ'')	2,298,981 千円
営業費用	2,496,275 千円	営業外費用	11,626 千円	経常費用(ロ'')	2,507,901 千円	
営業損益	△ 253,617 千円	営業外損益	44,697 千円	経常損益	△ 208,920 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	10,983,968.4 km			経常収支率	91.67 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\frac{\text{ロ}''}{\text{ハ}''} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\frac{\text{ロ}'}{\text{ハ}'} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\frac{\text{ロ}}{\text{ハ}} = \text{c}$
沖縄	228. 円 32 銭	230. 円 99 銭	240. 円 63 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額ヘ	キロ当たり経常収益イ÷ハト
沖縄	233. 円 31 銭	247. 円 27 銭	233. 円 31 銭	200. 円 53 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	
			運行系統名	起点	主な経由地				終点	チ			オ	リ	ヌ	ル				
沖縄	1		玉泉洞 糸満	具志頭	玉泉洞	4256.0回 (11.6)	1.4	16.2 人	往19.0 km 復19.0 km	(平均) 19.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	100.000%	
	2		豊見城市内一周線	豊崎 渡橋名	豊崎	4848.0回 (13.2)	5.4	71.2 人	往28.2 km 復28.2 km	28.2 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	100.000%	
	3		百名(船越経由)	那覇 BT	船越	百名 BT	3887.5回 (10.6)	4.1	43.4 人	往17.9 km 復17.9 km	17.9 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往10.5 km 復10.5 km	58.659%	41.340%
	4		中部線	談谷	コザ	砂辺	9369.5回 (25.6)	3.8	97.2 人	往30.5 km 復30.5 km	30.5 km	往0.0 km 復0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往19.0 km 復19.0 km	62.295%	37.704%
合計		系統							往95.6 km 復95.6 km	95.6 km	往0.0 km 復0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往29.5 km 復29.5 km			

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益ヤ''	実車走行キロマ''	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ''÷マ''=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f					
沖縄	1		100.00%	163,583.7km	38,165,713円	90. 円 88 銭	16,628,312円	163143.7km	101.円92銭	14,319,924円	163766.5km	87.円44銭	13,634,739円	163673.4km	83.円30銭	14,866,486 円	23,299,227 円	17,174,570 円	17,174,570 円
	2		100.00%	134,616.9km	31,407,468円	78. 円 28 銭	10,049,184円	134230.8km	74.円86銭	10,310,480円	135484.5km	76.円10銭	11,346,435円	135250.7km	83.円89銭	10,537,810 円	20,869,658 円	14,133,360 円	14,133,360 円
	3		100.00%	139,172.5km	32,470,335円	204. 円 52 銭	30,634,698円	138853.8km	220.円62銭	26,000,137円	139530.5km	186.円34銭	28,805,733円	139426.7km	206.円60銭	28,463,559 円	4,006,776 円	14,611,650 円	4,006,776 円
	4		100.00%	570,569.9km	133,119,663円	156. 円 64 銭	91,613,301円	570101.2km	160.円69銭	84,866,562円	570234.6km	148.円82銭	91,489,247円	570290.9km	160.円42銭	89,374,069 円	43,745,594 円	59,903,848 円	43,745,594 円
合計			1007943.0km	235,163,179円		148,925,495円	1006329.5km		135,497,103円	1009016.1km		145,276,154円	1008641.7km		143,241,924 円	91,921,255 円	105,823,428 円	79,060,300 円	

補助 ブロッ ク名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗 入部分、同一補助ブロック 都道府県外乗入部分及び 他路線との競合部分以外 に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数＝ ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から 国庫補助額 を控除した 額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		17,174,570 円	17,174,570 円	4,441,699 円	4,441 千円	2,220.5 千円	23,299,227円	21,078,727円	2,220,500円	10.5%	18,858,227円	89.5%	0円	0.0%	0円	0.0%	
	2		14,133,360 円	14,133,360 円		14,133 千円	7,066.5 千円	20,869,658円	13,803,158円	7,066,500円	51.2%	6,736,658円	48.8%	0円	0.0%	0円	0.0%	
	3		1,656,401 円	4,006,776 円	1,250,113 円	1,250 千円	625.0 千円	4,006,776円	3,381,776円	625,000円	18.5%	2,401,152円	71.0%	0円	0.0%	355,624円	10.5%	
	4		16,493,838 円	43,745,594 円	12,241,520 円	12,241 千円	6,120.5 千円	43,745,594円	37,625,094円	6,120,500円	16.3%	0円	0.0%	0円	0.0%	31,504,594円	83.7%	
合計			49,458,169 円	79,060,300 円	17,933,332 円	32,065 千円	16,032.0 千円	91,921,255円	75,888,755円	16,032,500円	%	27,996,037円	%	0円	%	31,860,218円	%	

- (1) 記載要領
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5。ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
 - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	沖縄バス 株式会社 ・ 株式会社 琉球バス交通
------	-------------------------

6年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業【沖縄バス】						
	営業収益	1,229,789 千円	営業外収益	26,337 千円	経常収益(イ)	1,256,126 千円	
	営業費用	1,889,499 千円	営業外費用	26,965 千円	経常費用(ロ)	1,916,464 千円	
	営業損益	△ 659,710 千円	営業外損益	△ 628 千円	経常損益	△ 660,338 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	7,462,479.4 km					経常収支率	65.54 %

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業【琉球バス】						
	営業収益	2,206,089 千円	営業外収益	46,391 千円	経常収益(イ)	2,252,480 千円	
	営業費用	2,682,455 千円	営業外費用	20,501 千円	経常費用(ロ)	2,702,956 千円	
	営業損益	△ 476,366 千円	営業外損益	25,890 千円	経常損益	△ 450,476 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	11,232,588.1 km					経常収支率	83.33 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業【沖縄バス】						
	営業収益	1,149,980 千円	営業外収益	18,732 千円	経常収益(イ')	1,168,712 千円	
	営業費用	1,801,289 千円	営業外費用	25,824 千円	経常費用(ロ')	1,827,113 千円	
	営業損益	△ 651,309 千円	営業外損益	△ 7,092 千円	経常損益	△ 658,401 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	7,870,956.6 km					経常収支率	63.96 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業【琉球バス】						
	営業収益	1,983,747 千円	営業外収益	50,760 千円	経常収益(イ')	2,034,507 千円	
	営業費用	2,579,157 千円	営業外費用	15,463 千円	経常費用(ロ')	2,594,620 千円	
	営業損益	△ 595,410 千円	営業外損益	35,297 千円	経常損益	△ 560,113 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	11,232,259.0 km					経常収支率	78.41 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業【沖縄バス】						
	営業収益	1,299,444 千円	営業外収益	14,967 千円	経常収益(イ'')	1,314,411 千円	
	営業費用	1,717,294 千円	営業外費用	22,584 千円	経常費用(ロ'')	1,739,878 千円	
	営業損益	△ 417,850 千円	営業外損益	△ 7,617 千円	経常損益	△ 425,467 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	8,006,565.0 km					経常収支率	75.55 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業【琉球バス】						
	営業収益	2,242,658 千円	営業外収益	56,323 千円	経常収益(イ'')	2,298,981 千円	
	営業費用	2,496,275 千円	営業外費用	11,626 千円	経常費用(ロ'')	2,507,901 千円	
	営業損益	△ 253,617 千円	営業外損益	44,697 千円	経常損益	△ 208,920 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	10,983,968.4 km					経常収支率	91.67 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ' ÷ ハ' = a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ' ÷ ハ' = b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ ÷ ハ = c
	223. 円 67 銭	231. 円 46 銭	247. 円 09 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ = ト
	234. 円 07 銭	247. 円 27 銭	234. 円 07 銭	187. 円 67 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル)) ÷ チ=ヲ		
			運行系統名	起点	主な経由地				終点	往			復	往	復	往				復	往
沖縄	1		本部半島	名護BT	渡々地	名護BT	366 日	11792.0回 (32.2)	1.8	57.9 人	往54.0 km 復54.0 km	(平均) 54.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	100.00%
	2		辺土名	名護BT	大宜味	辺土名	366 日	6344.0回 (17.3)	1.9	32.8 人	往31.6 km 復31.6 km	31.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	100.00%
合計			系統								往85.6 km 復85.6 km	85.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チニマ	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨニタ	補助対象経常費用の限度額 カ×9/20ニシ	タ又はシのうちいずれか少ないほうの額 ソ				
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間			
						経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e					経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f	
沖縄	1		100.00%	631,128.0km	147,728,130円	86. 円 53 銭	56,172,558円	626136.8km	89.円71銭	54,871,534円	626136.8km	87.円63銭	51,752,832円	629156.0km	82.円25銭	54,611,505 円	93,116,625 円	66,477,658 円	66,477,658 円
	2		100.00%	400,843.2km	93,825,367円	96. 円 49 銭	38,356,692円	398476.2km	96.円25銭	38,574,367円	399958.0km	96.円44銭	38,701,507円	399813.0km	96.円79銭	38,677,360 円	55,148,007 円	42,221,415 円	42,221,415 円
合計				1031971.2km	241,553,497円		94,529,250円	1024613.0km		93,445,901円	1026094.8km		90,454,339円	1028969.0km		93,288,865 円	148,264,632 円	108,699,073 円	108,699,073 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラニツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラニツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数ノ ①計画運行回数ニ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2ニラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワニヨニム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムニラニウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		66,477,658 円	66,477,658 円	22,709,758 円	22,709 千円	11,354.5 千円	93,116,625円	81,762,125円	11,354,500円	13.9%	26,638,967円	32.6%	0円	0.0%	43,768,658円	53.5%	
	2		42,221,415 円	42,221,415 円	14,643,265 円	14,643 千円	7,321.5 千円	55,148,007円	47,826,507円	7,321,500円	15.3%	12,926,592円	27.0%	0円	0.0%	27,578,415円	57.7%	
合計			108,699,073 円	108,699,073 円	37,353,023 円	37,352 千円	18,676.0 千円	148,264,632円	129,588,632円	18,676,000円	%	39,565,559円	%	0円	%	71,347,073円	%	

- (1) 記載要領
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
 - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ネ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	沖縄バス 株式会社 ・ 株式会社 琉球バス交通
------	-------------------------

7年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業【沖縄バス】						
	営業収益	1,229,789 千円	営業外収益	26,337 千円	経常収益(イ)	1,256,126 千円	
	営業費用	1,889,499 千円	営業外費用	26,965 千円	経常費用(ロ)	1,916,464 千円	
	営業損益	△ 659,710 千円	営業外損益	△ 628 千円	経常損益	△ 660,338 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	7,462,479.4 km					経常収支率	65.54 %

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業【琉球バス】						
	営業収益	2,206,089 千円	営業外収益	46,391 千円	経常収益(イ)	2,252,480 千円	
	営業費用	2,682,455 千円	営業外費用	20,501 千円	経常費用(ロ)	2,702,956 千円	
	営業損益	△ 476,366 千円	営業外損益	25,890 千円	経常損益	△ 450,476 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	11,232,588.1 km					経常収支率	83.33 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業【沖縄バス】						
	営業収益	1,149,980 千円	営業外収益	18,732 千円	経常収益(イ')	1,168,712 千円	
	営業費用	1,801,289 千円	営業外費用	25,824 千円	経常費用(ロ')	1,827,113 千円	
	営業損益	△ 651,309 千円	営業外損益	△ 7,092 千円	経常損益	△ 658,401 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	7,870,956.6 km					経常収支率	63.96 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業【琉球バス】						
	営業収益	1,983,747 千円	営業外収益	50,760 千円	経常収益(イ')	2,034,507 千円	
	営業費用	2,579,157 千円	営業外費用	15,463 千円	経常費用(ロ')	2,594,620 千円	
	営業損益	△ 595,410 千円	営業外損益	35,297 千円	経常損益	△ 560,113 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	11,232,259.0 km					経常収支率	78.41 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業【沖縄バス】						
	営業収益	1,299,444 千円	営業外収益	14,967 千円	経常収益(イ'')	1,314,411 千円	
	営業費用	1,717,294 千円	営業外費用	22,584 千円	経常費用(ロ'')	1,739,878 千円	
	営業損益	△ 417,850 千円	営業外損益	△ 7,617 千円	経常損益	△ 425,467 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	8,006,565.0 km					経常収支率	75.55 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業【琉球バス】						
	営業収益	2,242,658 千円	営業外収益	56,323 千円	経常収益(イ'')	2,298,981 千円	
	営業費用	2,496,275 千円	営業外費用	11,626 千円	経常費用(ロ'')	2,507,901 千円	
	営業損益	△ 253,617 千円	営業外損益	44,697 千円	経常損益	△ 208,920 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	10,983,968.4 km					経常収支率	91.67 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) $\square \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) $\square' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) $\square \div \text{ハ} = \text{c}$
	223. 円 67 銭	231. 円 46 銭	247. 円 09 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 $\text{イ} \div \text{ハ} = \text{ト}$
	234. 円 07 銭	247. 円 27 銭	234. 円 07 銭	187. 円 67 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル)) ÷チ=ヲ	
			運行系統名	起点	主な経由地				終点	往			復	往	復	往	復	往			復
沖縄	1		本部半島	名護BT	渡々地	名護BT	365 日	11750.0回 (32.1)	1.8	57.7 人	往54.0 km 復54.0 km	(平均) 54.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	(平均) 0.0 km	0.00%	100.00%
	2		辺土名	名護BT	大宜味	辺土名	365 日	6328.0回 (17.3)	1.9	32.8 人	往31.6 km 復31.6 km	31.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.00%	100.00%
合計			系統								往85.6 km 復85.6 km	85.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チニマ)	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額				
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間			
						経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e					経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f	
沖縄	1		100.00%	628,906.4km	147,208,121円	86.円53銭	56,172,558円	626136.8km	89.円71銭	54,871,534円	626136.8km	87.円63銭	51,752,832円	629156.0km	82.円25銭	54,419,270円	92,788,851円	66,243,654円	66,243,654円
	2		100.00%	399,832.0km	93,588,676円	96.円49銭	38,356,692円	398476.2km	96.円25銭	38,574,367円	399958.0km	96.円44銭	38,701,507円	399813.0km	96.円79銭	38,579,789円	55,008,887円	42,114,904円	42,114,904円
合計				1028738.4km	240,796,797円		94,529,250円	1024613.0km		93445901.0km	1026094.8km		90,454,339	1028969.0km		92,999,059円	147,797,738円	108,358,558円	108,358,558円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		66,243,654円	66,243,654円	22,700,317円	22,700千円	11,350.0千円	92,788,851円	81,438,851円	11,350,000円	13.9%	26,545,197円	32.6%	0円	0.0%	43,543,654円	53.5%	
	2		42,114,904円	42,114,904円	14,606,325円	14,606千円	7,303.0千円	55,008,887円	47,705,887円	7,303,000円	15.3%	12,893,983円	27.0%	0円	0.0%	27,508,904円	57.7%	
合計			108,358,558円	108,358,558円	37,306,642円	37,306千円	18,653.0千円	147,797,738円	129,144,738円	18,653,000円	%	39,439,180円	%	0円	%	71,052,558円	%	

- (1) 記載要領
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5にただし書きに該当する場合には「3」を記載すること。
 - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載すること。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄、「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに千円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	沖縄バス 株式会社 ・ 株式会社 琉球バス交通
------	-------------------------

8年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業【沖縄バス】						
	営業収益	1,229,789 千円	営業外収益	26,337 千円	経常収益(イ)	1,256,126 千円	
	営業費用	1,889,499 千円	営業外費用	26,965 千円	経常費用(ロ)	1,916,464 千円	
	営業損益	△ 659,710 千円	営業外損益	△ 628 千円	経常損益	△ 660,338 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	7,462,479.4 km					経常収支率	65.54 %

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業【琉球バス】						
	営業収益	2,206,089 千円	営業外収益	46,391 千円	経常収益(イ)	2,252,480 千円	
	営業費用	2,682,455 千円	営業外費用	20,501 千円	経常費用(ロ)	2,702,956 千円	
	営業損益	△ 476,366 千円	営業外損益	25,890 千円	経常損益	△ 450,476 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	11,232,588.1 km					経常収支率	83.33 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業【沖縄バス】						
	営業収益	1,149,980 千円	営業外収益	18,732 千円	経常収益(イ')	1,168,712 千円	
	営業費用	1,801,289 千円	営業外費用	25,824 千円	経常費用(ロ')	1,827,113 千円	
	営業損益	△ 651,309 千円	営業外損益	△ 7,092 千円	経常損益	△ 658,401 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	7,870,956.6 km					経常収支率	63.96 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業【琉球バス】						
	営業収益	1,983,747 千円	営業外収益	50,760 千円	経常収益(イ')	2,034,507 千円	
	営業費用	2,579,157 千円	営業外費用	15,463 千円	経常費用(ロ')	2,594,620 千円	
	営業損益	△ 595,410 千円	営業外損益	35,297 千円	経常損益	△ 560,113 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	11,232,259.0 km					経常収支率	78.41 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業【沖縄バス】						
	営業収益	1,299,444 千円	営業外収益	14,967 千円	経常収益(イ'')	1,314,411 千円	
	営業費用	1,717,294 千円	営業外費用	22,584 千円	経常費用(ロ'')	1,739,878 千円	
	営業損益	△ 417,850 千円	営業外損益	△ 7,617 千円	経常損益	△ 425,467 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	8,006,565.0 km					経常収支率	75.55 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業【琉球バス】						
	営業収益	2,242,658 千円	営業外収益	56,323 千円	経常収益(イ'')	2,298,981 千円	
	営業費用	2,496,275 千円	営業外費用	11,626 千円	経常費用(ロ'')	2,507,901 千円	
	営業損益	△ 253,617 千円	営業外損益	44,697 千円	経常損益	△ 208,920 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	10,983,968.4 km					経常収支率	91.67 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
	223. 円 67 銭	231. 円 46 銭	247. 円 09 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
	234. 円 07 銭	247. 円 27 銭	234. 円 07 銭	187. 円 67 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程		他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ	
			運行系統名	起点	主な経由地				終点	往			復	往	復	往				復
沖縄	1		本部半島	名護BT	渡々地	名護BT	365 日	11754.0回 (32.2)	1.8	57.9 人	往54.0 km (平均) 復54.0 km	54.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	往0.0 km (平均) 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	0.00%	100.00%
	2		辺土名	名護BT	大宜味	辺土名	365 日	6322.0回 (17.3)	1.9	32.8 人	往31.6 km 復31.6 km	31.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	0.00%	100.00%
合計			系統								往85.6 km 復85.6 km	85.6 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km	往0.0 km 復0.0 km	0.0 km	0.0 km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チニマ)	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経常費用の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額				
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間			
						経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e					経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ'=f	
沖縄	1		100.00%	629,119.0km	147,257,884円	86. 円 53 銭	56,172,558円	626136.8km	89.円71銭	54,871,534円	626136.8km	87.円63銭	51,752,832円	629156.0km	82.円25銭	54,437,667円	92,820,217円	66,266,047円	66,266,047円
	2		100.00%	399,454.0km	93,500,197円	96. 円 49 銭	38,356,692円	398476.2km	96.円25銭	38,574,367円	399958.0km	96.円44銭	38,701,507円	399813.0km	96.円79銭	38,543,316円	54,956,881円	42,075,088円	42,075,088円
合計				1028573.0km	240,758,081円		94,529,250円	1024613.0km		93,445,901円	1026094.8km		90,454,339円	1028969.0km		92,980,983円	147,777,098円	108,341,135円	108,341,135円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
沖縄	1		66,266,047円	66,266,047円	22,637,469円	22,637 千円	11,318.5 千円	92,820,217円	81,501,717円	11,318,500円	13.9%	26,554,170円	32.6%	0円	0.0%	43,629,047円	53.5%	
	2		42,075,088円	42,075,088円	14,592,516円	14,592 千円	7,296.0 千円	54,956,881円	47,660,881円	7,296,000円	15.3%	12,881,793円	27.0%	0円	0.0%	27,483,088円	57.7%	
合計			108,341,135円	108,341,135円	37,229,985円	37,229 千円	18,614.0 千円	147,777,098円	129,162,598円	18,614,500円	%	39,435,963円	%	0円	%	71,112,135円	%	

- (1) 記載要領
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
 - 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
 - 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
 - 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
 - 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
 - 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
 - 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
 - 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
 - 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
 - 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
 - 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。
 - 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
 - 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
 - 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
 - 「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨て)。
 - 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
 - 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
 - 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)
- (2) 添付書類
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要